

条文に沿った理解をしてみませんか?

Check hold

フリー(自由)ソフトウェア/OSSの概史

■藤田昭人「Unix考古学」第8章より 1970年代 『ソースコード付きで配布』というOSSの先駆け/元祖であるUnix カリフォルニア大学バークレー校 【UCBの学生ビル・ジョイがBSD版UNIXを開発。

リチャード・ストールマンがGNUプロジェクトを開始... 1980年代

GNU EmacsをFree Software(自由ソフトウェア)としてリリース.... イーマックス,拡張性の高いテキストエディタ フリーソフトウェア GNU GPL... General Public License

CERNで初めてWorld Wide Webが構築される... 1990年代 欧州原子核研究機構、スイスにある素粒子物理学の研究所 | リーナス・トーバルズが最初のLinuxをリリース(GNU GPLv2)... | Netscape Navigatorを | マルシンキ大学の学生 | もじら オー

■ Netscapeが「オープンソース」 Mozillaとして公開(MPL)....

©NEC Corporation 2019

出現順でいうと **BSD** GNU(GPL) OSS

プログラムとしては、現在、すべてを フリーソフトウェア_{と呼び} オープンソースと呼ぶ ■藤田昭人「Unix考古学」第8章より 『ソースコード付きで配布』というOSSの先駆け/元祖であるUnix 【UCBの学生ビル・ジョイがBSD版UNIXを開発 【リチャード・ストールマンがGNUプロジェクトを開始 ■ GNU EmacsをFree Software(自由ソフトウェア)ととしてリリース I GNU GPL ■CERNで初めてWorld Wide Webが構築される 【リーナス・トーバルズが最初のLinuxをリリース ■ Netscapeが「オープンソース | Mozillaとして公開

OSSのライセンスの例

©NEC Corporation 2019 A Checkedi

■ 著作権を基に考えると 加えて、FLOSSの歴史を踏まえると

●間違った言い分か、正しい言い分か、わかっていないだけ。

●人によって解釈が違って難しいのではなく、

●それを、分かるようになることを示すため。

IoT:繋がるデバイスには、TCP/IPの実装が必要

●本家 * BSD FreeBSD Copyright等BSDライセンス

GNU GPLv2

■ クラウド OpenStack Apache License 2.0

Eclipse Public License (EPL) SDN OpenDaylight

■ビッグデータ Hadoop Anache License 2.0

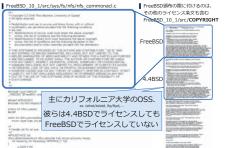
運用管理 Hinemos, Zabbix GNII GPI v2

Linux

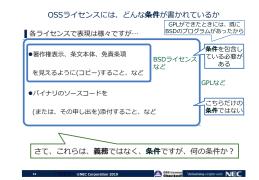
PostgreSQL License BSDライセンス PostareSOL

GNU GPLv2 MySQL

GNU AGPLv3, GPLv2, Apache2.0, 他 ■基盤ソフト FIWARE Cont Linguist Andrews a Property and NIEC BSDライセンスは、ヘッダに書けるぐらい短いが、それだけか?







(創作性のある)プログラムは著作物として保護される ■日本国 著作権法 第十条 (著作物の例示)

一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

二 音楽の著作物

舞踊又は無言劇の著作物

四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物

六 地図又は・・・その他の図形の著作物

七 映画の著作物

八 写直の著作物

九 プログラムの著作物

著作権(1/2)

■日本国 著作権法 http://www.cric.or.jp/db/domestic/a1_index.html#2_3c 第三款 著作権に含まれる権利の種類

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

(翻訳権、翻案権等)

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、

又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

著作権 。。。

■ アメリカ 著作権法 和訳 http://www.cric.or.jp/db/world/america.html

第106条 著作権のある著作物に対する排他的権利

第107条ないし第122条を条件として、本編に基づき著作権を保有する者

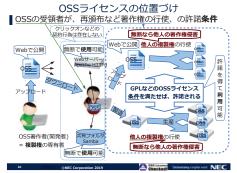
<u>は</u>、以下に掲げる行為を行いまたこれを許諾する排他的権利を有する。

(1) 著作権のある著作物をコピーまたはレコードに複製すること。

(2) 著作権のある著作物に基づいて二次的著作物を作成すること。

(3) 以下省略

表現は違っていても、同じようなことを言っている



©NEC Corporation 2019

SNEC Corporation 2019

組込製品でのLinuxは、

バイナリ形式で組み込まれる その条件をGNU GPLv2で見ると GNU GPLv2 第3条 http://www.opensource.jp/gpl/gpl.js.html

3. あなたは上記第1条および2条の条件に従い、 許諾条件1(BSDL#88+o) 『プログラム』 (あるいは第2条における単生物)をオブジェクトコードないし実行形式 で複製または頒布することができる。 。その場合あなたは以下のうちどれか1つを実施しなければならない a)著作物に、『プログラム』に対応した完全か<u>つ機械で読み取り</u>可能 なソースコードを添付する。(中間) 「ソース公開」とは書いていない o)著作物に、(PR)ソースコードを、(PR)提供する旨述べた少なくとも3年 間は有効な書面になった申し出を添える。(以下編集)

この二つの行為を合わせて私は「ソース開示」と読んでいる。 ソース開示方法a)とb)のメリット/デメリットをご存じだろうか?

Checked Action And Annual Action and Action

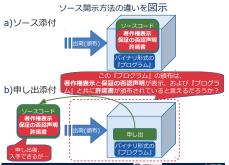
ソース開示方法によるメリット/デメリット

ソース開示方法 ソース添付 申し出添付 による違い 製品にソース格納媒体が 必要 不要 著作権表示・ライセンス 同梱済み 抽出要

※ソース開示方法b)申し出添付 が選択される理由の一つ? 1.コモディティ製品では、ソースCD-枚の部材増加は重い… ソース開示方法b)申し出添付 のデメリット

- 1. 添付後3年間は、受付対応が必要
- 2. 第1条条件を別途満たす必要がある
- 1. それぞれの複製物において適切な著作権表示と保証の否認声明を目 立つよう適切に掲載し、またこの許諾書および一切の保証の不在に触 れた告知すべてをそのまま残し、そしてこの許諾書の複製物を『プロ グラム』のいかなる受領者にも『プログラム』と共に頒布する…
- a)ソース添付ならば、ソース形式で 『プログラム』と共に頒布される」

COST Lineage | Machanistry about NIEC



コミュニティの多くは容認

(容認する)と思っているかもしれないし、

ii. **実は**、(容認するつもりではなかったけど) 条文を読みこなせていないだけかもしれない。



2007年、Skype社がGPL違反で提訴された事例



5.判事がライセンス文(許諾書)を付けなければならないと述べ 10万ユーロの賠償金(?)。販売差止の仮処分の申立は棄却。

裁判になると条文通りに「『プログ ラム』と共に頒布」しないと危険(?)

Checked

許諾書等は『プログラム』と共に頒布がお勧め



- a)抽出可能ならば問題ない。
- b)SDKとして提供されたLinuxディストリ ビューションから抽出するのは、なかな

か大変。 抽出せずに「Ubuntu x.xが含まれます」の表現 で済まされているケースが多。黙認されていると 思われるが、もし突き詰められると根拠が弱い

ソース開示していることが分からないのでは?

■GNU GPL遵守を示すためにソース開示するのではない

■再頒布されるプログラムも自由ソフトウェアであるよ

改変の自由(第-の自由)の対象にアクセスもしない、

つまり、バイナリにアクセスもしない受領者に

ソース開示していることを示すという条件は

うに、GPLで条件付きの再頒布が許諾されている。

可能ならば、ソース添付がお勧め

a)ソース添付



- •GPLで、添付方法は問われていない。
- •バイナリと共に頒布されればよい。

※だから、バイナリがWeb DLで頒布されるなら、同様の方法で ソースもWeb DLで、という選択肢があるのも同じこと。

©NEC Corporation 2019

さらに、ソース格納媒体を製品本体にする対処案

一般に、製品のソース添付する場合、CD/DVDなどの 媒体に格納して媒体添付する、と思われているが、

そう、GNU GPLに書かれては、いない。

製品本体のディスク/メモリ内に格納するメリット。



HW内ソースコードへのアクセス手段は、条件ではない

ソースコード開示が必要な理由を考えてほしい

■ 自由ソフトウェアとは? https://www.gnu.org/philosophy/free-sw.html プログラムがどのように動作しているか研究し、 必要に応じて改造する自由 (第一の自由)。

ソースコードへのアクセスは、この前提条件となります。

■著作権を基にしているGNUが、著作物ではないHWに条件を付けるわけが無い このバイナリ)プログラムがどのように動作している



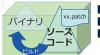
バイナリにアクセス できているのが前提 その前提ならば、その横に ソースコードが格納されて

GNU GPLにはない。

※それでも「見えていなければGPL違反だ」と言う人はいる。 GNU GPLを正しく理解していないとしか思えないが、 煩わしさを回避するために媒体添付するという選択肢もある。

©NEC Corporation 2019

古典的なUNIX文化のようにソース頒布を基本に



■ソースコードで頒布して、ビルド。

■updateもpatchファイルを作成し頒布 ■ patchコマンドでソース更新しビルド

■ updateをpatchファイルで頒布するメリット

- ●テキスト形式だから、GNU GPLv2第2条の条件を満たせばよい
- ▶ソース開示(GPLv2第3条)を気にしなくてもよい
- ●バイナリのupdateもOSSのバイナリ形式での頒布で第3条ソース開示が条件 ▶ソース開示していないことを指摘されたトラブルは少なくない
- ▶トラブルが少ない対策案としてお勧め バイナリを選択するなら、理解を高めよう!

著作権を基に理解すればGPLの伝播も誤解とわかる

ウィキペディアのGPLのライブラリの説明において、

何が、間違った言い分か、何が、正しい言い分か、わかる https://ja.wikipedia.org/wiki/GNU General Public License

…、次のようないくつかの異なる見解が存在する。

見解1: プロプライエタリ・ソフトウェアを動的リンク、静的リンク することはGPLに違反する

見解2: プロプライエタリ・ソフトウェアを静的リンクすることは GPLに違反するが、動的リンクに関しては不明瞭

見解:3 リンクは無関係である

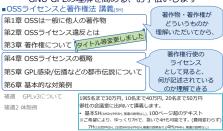
ライブラリ

その解説は有償講義で

Checked Antonion of Party and NEC

COS Linears | Setumble | Debug and NEC

GNU GPLの理解を高める、お手伝いします



次回、2019年3月8日(金) NEC本社で実施。 詳細は、https://jpn.nec.com/oss/osslc/ 掲載PDF参照 ・他社と同席、補遺テキスト無し、短縮4.5H

©NEC Corporation 2019

Orchestrating a brighter world

